

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

| | | |
|----------------------------|----------------------|--|
| 処 分 の 名 称 | | 貯蔵施設等の完成検査 |
| 根拠条例・規則等名 条 項 | | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第 3 7 条 の 3 第 1 項 |
| 所 管 部 課 | | 消防局 予防部 査察指導課 (電話 : 048-833-7487) |
| 審 査 基 準 | 基 準 (未設定の場合はその理由) | 完成検査は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 7 条 に規定する基準に適合するときに合格とするものとする。 |
| | 設定等年月日 | 令和 5 年 4 月 1 日設定 年 月 日最終改正 |
| 標 準 処 理 期 間 | 期 間 (未設定の場合はその理由) | 1 5 日 |
| | 設定等年月日 | 令和 5 年 4 月 1 日設定 年 月 日最終改正 |
| 備 考 | | |